

強制配転何するものぞスト作りで反撃だ

日刊 勤労千葉

1988.4.28
No. 2806

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六・公衆）〇四七二（二二）七二〇七

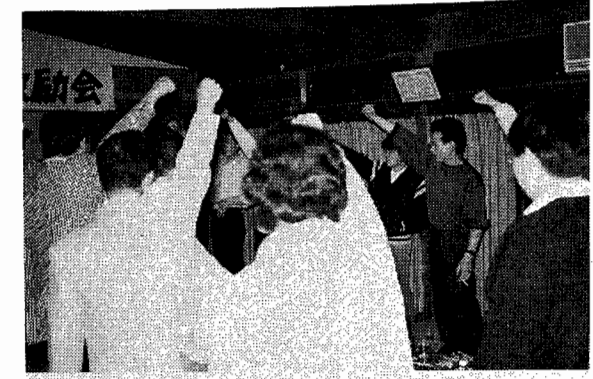
配転者激励会を盛大に開催！

勤労千葉は、四月二〇日から二二日までの三日間、駅や直営店にとばされた仲間を結集し、「配転者激励会」を盛大に開催した。

激励会の冒頭、この間の勤労千葉絶滅型の組織破壊攻撃をみすえ、反撃のストライキに起つことを布書書記長が提起し、集まった全参加者がその提起に応えたたかうことを確認し、会食した。

配転された組合員は、配転されてからもうすで一年にもなろうとしているにもかかわらず「要員運用のローテーション」という要求すら認めない会社側にそれぞれが怒りも新たにたたかいぬくことを決意し、また配転先での苦労話に花がさくなど大変に有意義な激励会となった。

全組合員は、配転され苦闘している組合員の立場にたち、反撃に起ち上がるろう！



専従者会議を開催

四月二五日、動力車会館において、「分割・民営化」阻止闘争で不当にも解雇された仲間を中心に、全解雇者を集め、全専従者会議を開催しました。

軍事大国化！戦争国家化攻撃、大量失業時代の到来、こうした情勢のもと、解雇者が先頭になり、自らを争議団として位置付け、たたかう事業部運動の前進と勤労千葉の組織・財政確立のために不屈にたたかうことがいま本当に求められています。

その発展途上にある解雇者のたたかいは、誰もがまだ経験したことのない新たなたたかいであり、これまでの労働運動の歴史をぬりかえるものとなっています。そうした認識のもと、全解雇者は、自らの持ち場でたたかいぬく決意を再度新たにしました。

労基法を無視するJR

JR当局は昨年四月、新会社発足と同時に、「会社員の給与の銀行振込の徹底」と称して労基法二四条（別載）を完全に無視した攻撃に出てきた。各職場では区長面接という名目をとって、組合員一人一人を個別に区長室に呼び出し、「銀行振込は会社の方針なのだから、それに逆らえば不利になりますよ」と恫喝を加え、銀行振込を強要してきた。

当然にも、これに対して国労も含めて反撃に起ち、当局をして「千葉の運転職場は最悪だ」とまで言わしめるような勝利的地平を今日まで切り拓いてきた。

また会社当局は大人げない嫌がらせとして、「会社方針が振込なのだから、給料袋は必要なし」と昨年七月以降、社員に対して給料日毎に、裸ゼニで支払いを今日まで行ってきたのである。どこにあるのか。全くもってふざけた話である。労働力の「提供」に対する「報酬」として「賃金」が通貨として支払われるのであり、このことの上に「資本主義」が成立しているのである。振込問題は一つ振込問題にとどまることではない。振込問題をこのまま看過すれば、次々に、「会社の方針」の名の下に総ゆる不正・不当が合理化され、労働者の権利と生活が奪われてしまうであろう。

振込問題をこちら側からの反撃の絶好のチャンスとしてとらえ、振込反対闘争を展開していこう。

賃金は、通貨で、直接労働者に支払わなければならない。

労基法 第三章 賃金
第24条（賃金の支払）賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は命令で定める賃金については、通貨以外のものでも支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！